



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

中城村から確認書が届きます
(要返信)

※一部申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で中城村へ住民登録
されている世帯が対象です。

返信期限：令和4年5月31日（火）

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和4年3月1日（火）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で中城村に住民登録があり、「住民税非課税世帯」の給付金を世帯全員が受給
されていない世帯が対象です。

詳しくは裏面「II」へ



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、中城村から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 必要書類を郵送で返信してください。

【確認事項】

- ①住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに中城村役場総務課の窓口へ提出、または郵送でご提出ください。

添付書類 収入見込額申立書、収入などが分かる書類、住民票の写し（世帯全員続柄入り）
本人確認書類の写し、振込先口座の写し など

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（12/29~1/3を除く）

中城村役場総務課

「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金」窓口

098-895-2131

受付時間 平日8:30~17:15